

【厚生労働省補助事業】荷役ガイドラインに基づく講習会開催のご案内

# 荷役災害防止担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示し、陸運事業者及び荷主等それぞれに荷役災害防止の担当者を指名するとともに、荷役災害防止に必要な安全衛生教育を実施することと定めています。

本年度は、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて下記日程により行います。

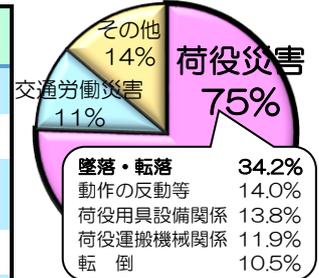
講習会の詳細は、陸災防本部及び陸災防福島県支部のホームページによりご確認ください。

荷主等（陸運業元請事業者含む）の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

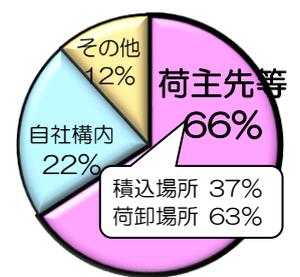
【荷役作業安全ガイドラインのポイント】

陸運事業者の実施事項	荷主等の実施事項
① 荷役災害防止担当者の指名と教育	① 荷役災害防止担当者の指名と教育
② 荷役作業従事者、作業指揮者に対する安全衛生教育	② 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育
③ 荷主等の事業場における荷役作業の有無の確認と適切な対策等	③ 陸運事業者への必要な荷役作業の通知、余裕を持った着時間の設定、作業場所の安全な環境確保、混在作業の調整
④ 荷役作業における労働災害防止措置	④ 荷役作業における労働災害防止対策
⑤ 荷役作業における役割分担の明確化、荷主等との連絡調整	⑤ 荷役作業における役割分担の明確化、配送先における荷卸しの役割分担の明確化、陸運事業者との連絡調整
⑥ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の疲労に配慮した運行計画の作成	⑥ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の疲労に配慮した着時間の弾力化
⑦ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の必要な措置（元請事業者）	⑦ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の必要な措置（元請事業者）
	⑧ 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

【陸運業の労働災害の内訳】



【陸運業の荷役災害被災場所】



～ 講習会の主な内容 ～

- 開催日時 2020年2月13日(木) 13:00～17:00
- 開催場所 福島県トラック協会 県中研修センター（福島県郡山市喜久田町卸三丁目5）
- 講習会の内容

- 福島労働局 労働基準部 健康安全課長 ご挨拶
- 荷役災害防止担当者教育（陸災防安全管理士）
- 質疑応答
- アンケート記入

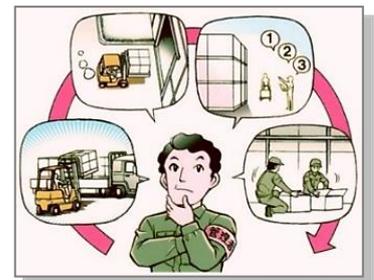
- 定員 100名（先着順）
- 参加費及びテキスト代 無料
- 参加申込み

申込みは、下記参加申込書にご記入し、陸災防福島県支部までファックスでお申込みください。

- 修了証交付 本講習会を受講された方には、修了証を交付します。

- 講習会に関する問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部 TEL：024-558-9011



陸災防 福島県支部 FAX：024-559-1161

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名	
事業場名	(業種： )
住所	〒
電話番号	TEL
ご担当者氏名	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外には使用いたしません。



陸上貨物運送事業労働災害防止協会